

2 高齢者の経済生活

(1) 高齢者の経済状況

ア 生活意識

高齢者の生活意識をみると、全世帯における割合と比べ、高齢者世帯（65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯）では、現在の暮らしについて「普通」とする世帯の割合が高く、「苦しい」（「大変苦しい」と「やや苦しい」を合わせたもの）とする世帯の割合は低くなっている（図1-2-11）。

生活費の不足にどう対応しているのかを平成7年の調査と比較してみると、最も割合の高かった「子供と同居したり、子供に助けてもらう」が減少して3番目となり、代わって「生活費を節約して間に合わせる」、「貯蓄を取り崩してまかなう」が増加し、1番目、2番目となっている（図1-2-12）。

イ 所得

高齢者世帯の年間所得（平成13年の平均所

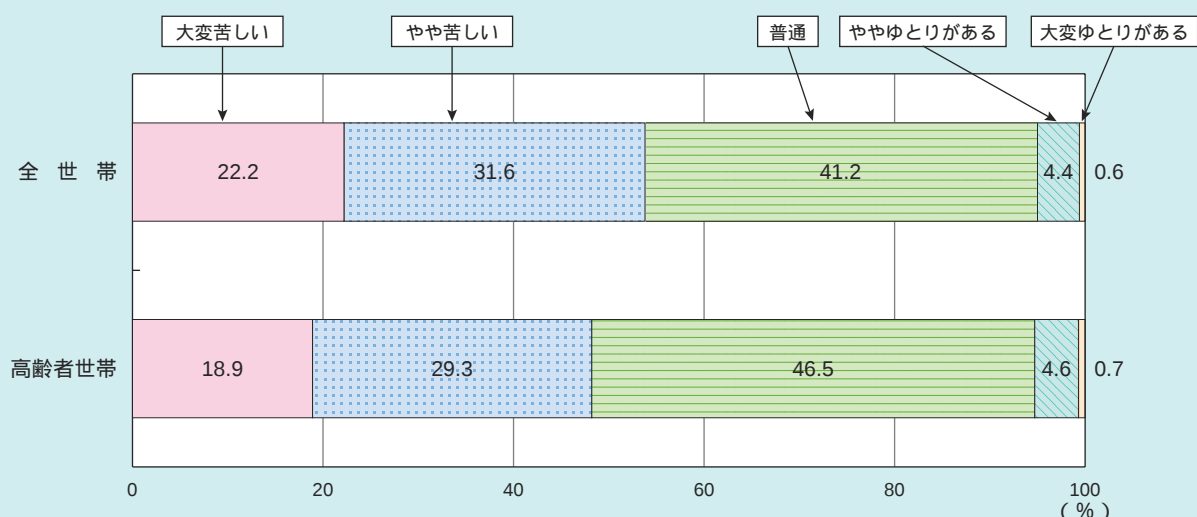
得）は304.6万円となっており、全世帯平均（602.0万円）の半分程度に過ぎないが、世帯人員一人当たりでみると、高齢者世帯の平均世帯人員が少ないことから、195.3万円となり、全世帯平均（213.5万円）との間に大きな差はみられなくなる。

また、高齢者世帯の所得を種類別にみると、「公的年金・恩給」が212.6万円（総所得の69.8%）で最も多く、次いで「稼働所得」58.2万円（同19.1%）「家賃・地代の所得」16.5万円（同5.4%）となっている（表1-2-13）。

高齢者の世帯人員一人当たりの所得を男女別、世帯の家族類型別にみると、一人暮らしの女性高齢者では一人当たり179.6万円と、同じ一人暮らしの男性高齢者の70.7%にとどまっており、全世帯平均（男性205.2万円、女性196.3万円）と比べても、二人以上世帯（男性202.0万円、女性199.9万円）と比べても低い（図1-2-14）。

また、高齢者個人の所得をみると、65歳以上男性の平均所得は303.6万円、女性は112.4万円

図1-2-11 高齢者世帯における生活意識



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査（平成14年）」

（注）高齢者世帯とは65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

と、女性は男性の3分の1強に過ぎず、所得のない者の割合も65歳以上の男性4.4%に対し女性16.5%と、女性が大きく上回っている（図1-2-15）

高齢者世帯の年間所得の分布をみると、100～200万円未満が27.3%で最も多く、次いで、200～300万円未満が19.3%、300～400万円未

満が17.5%、100万円未満が14.0%と続いており、中央値は240万円となっている（図1-2-16）

また、生活保護を受けている者のうち65歳以上の者は37.7%を占めているが、そのうち単身世帯が26.8%となっており、特に、女性の単身世帯は16.5%を占めている（表1-2-17）

図1-2-12 高齢期の生活費不足分の対応方法

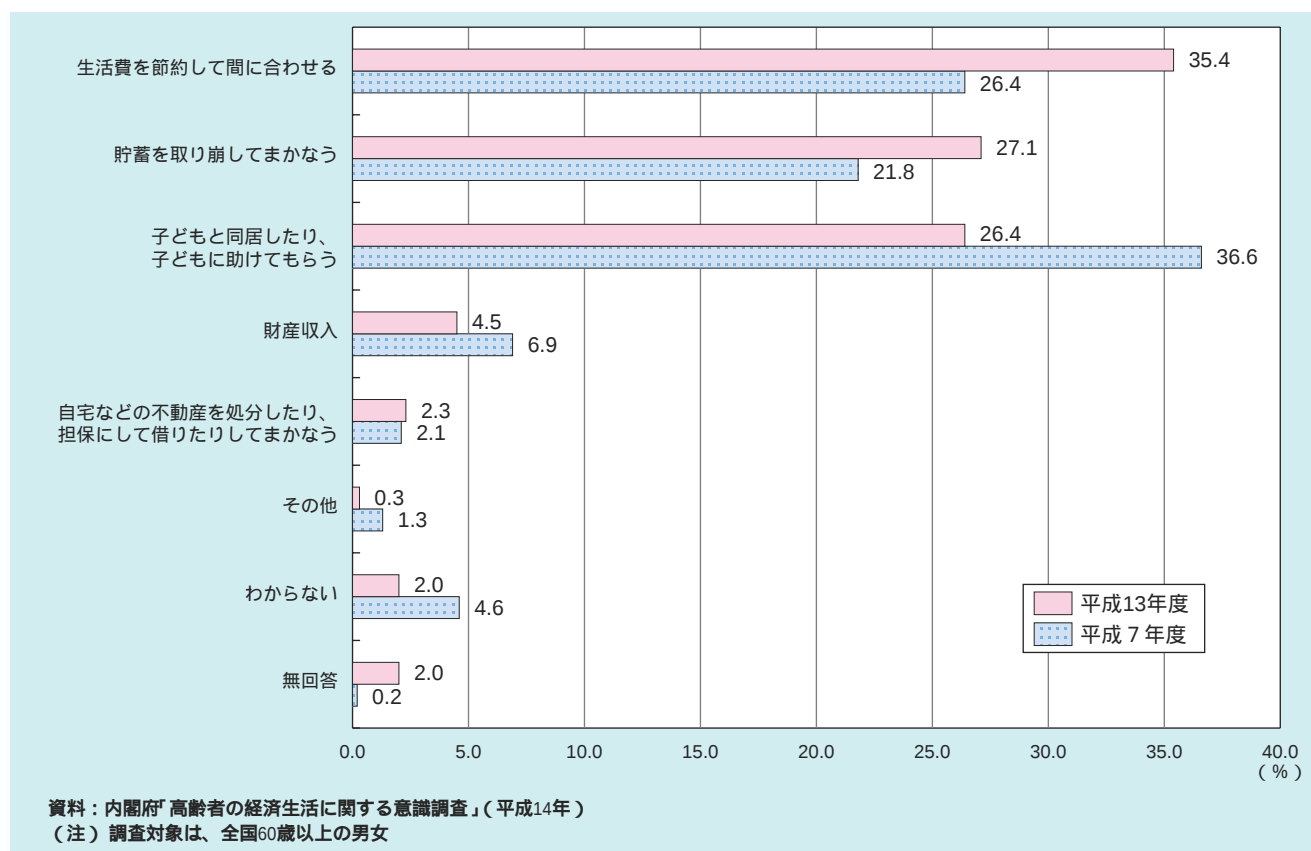
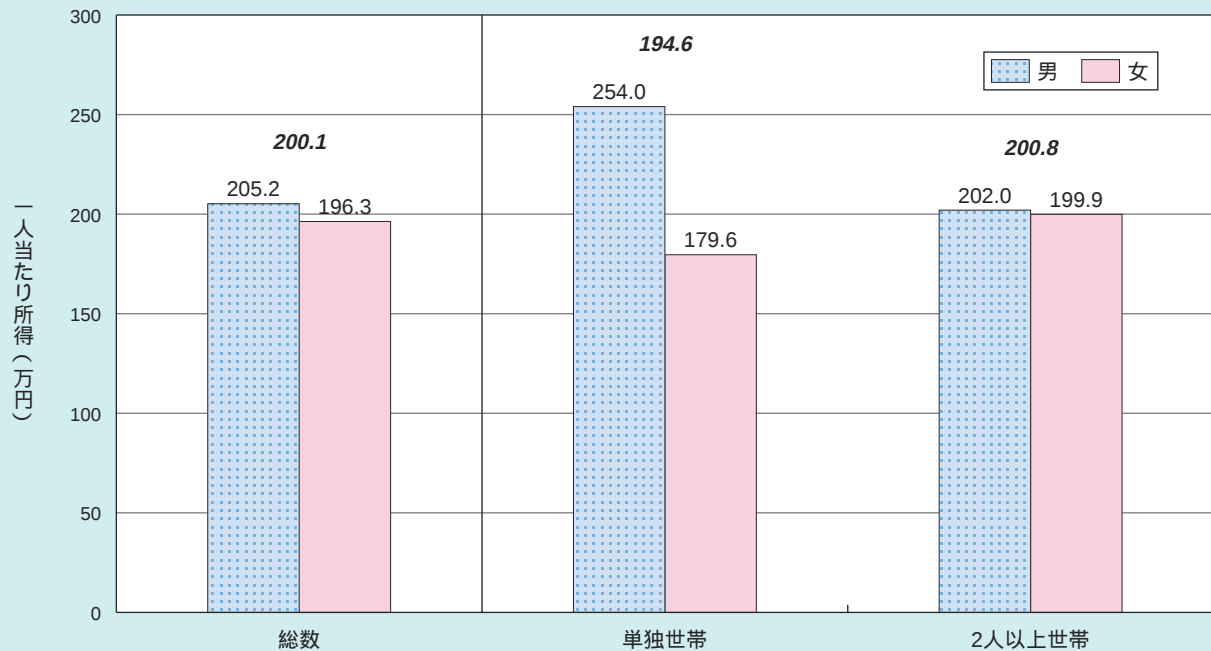


表1-2-13 高齢者世帯の所得

区 分	平均所得金額（平成13年）	
	一世帯当たり	世帯人員一人当たり（平均世帯人員）
高齢者世帯	総所得	304.6万円
	稼働所得	58.2万円（19.1%）
	公的年金・恩給	212.6万円（69.8%）
	家賃・地代の所得	16.5万円（5.4%）
	利子・配当金	1.5万円（0.5%）
	年金以外の社会保障給付金	5.2万円（1.7%）
	仕送り・その他の所得	10.5万円（3.5%）
全世帯	総所得	602.0万円
		213.5万円（2.82人）

資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（平成14年）
（注）高齢者世帯とは、65歳以上の者のみで構成するか、又はこれに18歳未満の未婚の者が加わった世帯をいう。

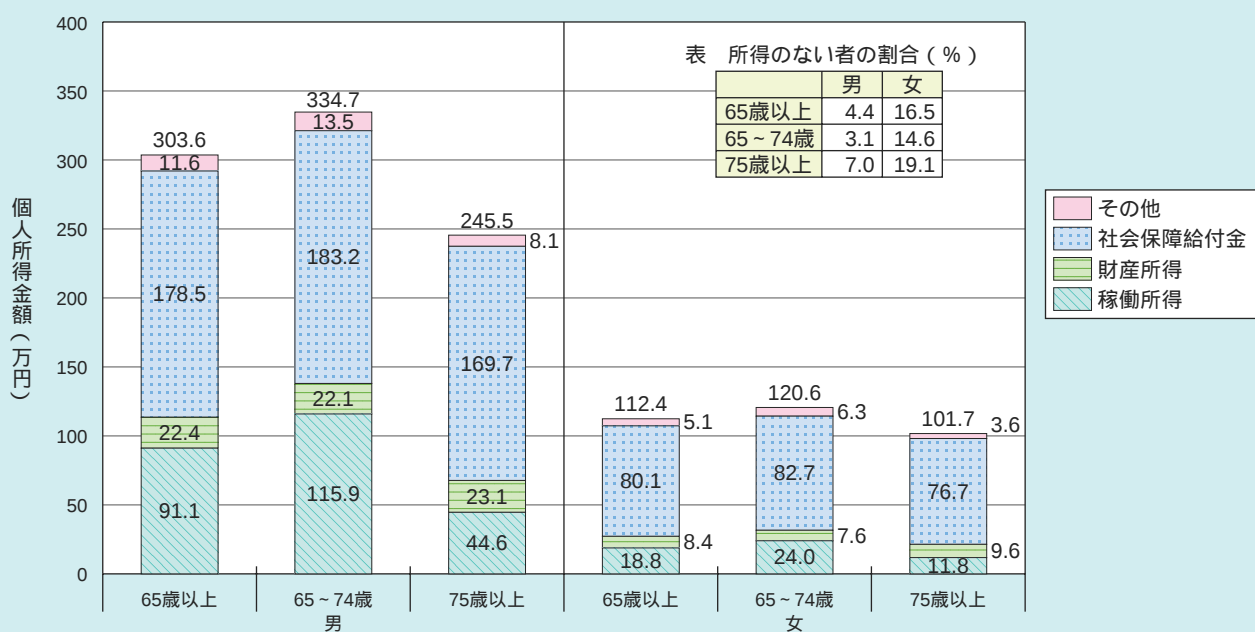
図1-2-14 高齢者の性・世帯の家族類型別一人当たり所得（平成12（2000）年の所得）



資料：平成14～15年度厚生労働科学研究「政策科学推進研究」医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」における「国民生活基礎調査」個票の再集計結果

（注）斜体は男女計

図1-2-15 高齢者の所得水準（平成12（2000）年、所得の種類別）



資料：平成14年度厚生労働科学研究「政策科学推進研究」医療負担のあり方が医療需要と健康・福祉の水準に及ぼす影響に関する研究」における「国民生活基礎調査」個票の再集計結果

（注）所得のない者を含んだ平均値。稼働所得とは、雇用者所得、事業所得、農耕・畜産所得、家内労働所得の合計、いわゆる就労による所得。財産所得は家賃・地代の所得、利子・配当金の合計、社会保障給付金は公的年金・恩給、その他の社会保障給付金の合計、その他は上記以外の所得の合計

ウ 消費

世帯主の年齢が65歳以上の世帯の家計の状況についてみると、世帯主の年齢が65歳以上の勤労者世帯の可処分所得は一世帯当たり1か月平均30万5,319円で、そのうち消費支出は25万6,818円、貯蓄などの黒字は4万8,501円となっている。これに対し、世帯主の年齢が65歳以上の無職世帯の可処分所得は17万2,647円、消費支出は20万4,151円であることから、3万1,503円の赤字を生じており、不足分は貯蓄の取り崩しなどで賄っている（表1 - 2 - 18）。

世帯主の年齢が65歳以上の世帯（二人以上

の全世帯）について消費支出の内訳をみると、「食料」の割合は25.4%と高いが、1980年代以降の傾向をみると、その割合が低下している一方で、「交通・通信」、「保健医療」の割合が上昇している（図1 - 2 - 19）。

エ 貯蓄・資産

世帯主の年齢が65歳以上の世帯（二人以上の世帯）の貯蓄の状況についてみると、平成14（2002）年において、一世帯平均の貯蓄現在高は、2,420万円となっており、全世帯（1,688万円）の約1.4倍となっている。

図1 - 2 - 16 高齢者世帯の年間所得の分布

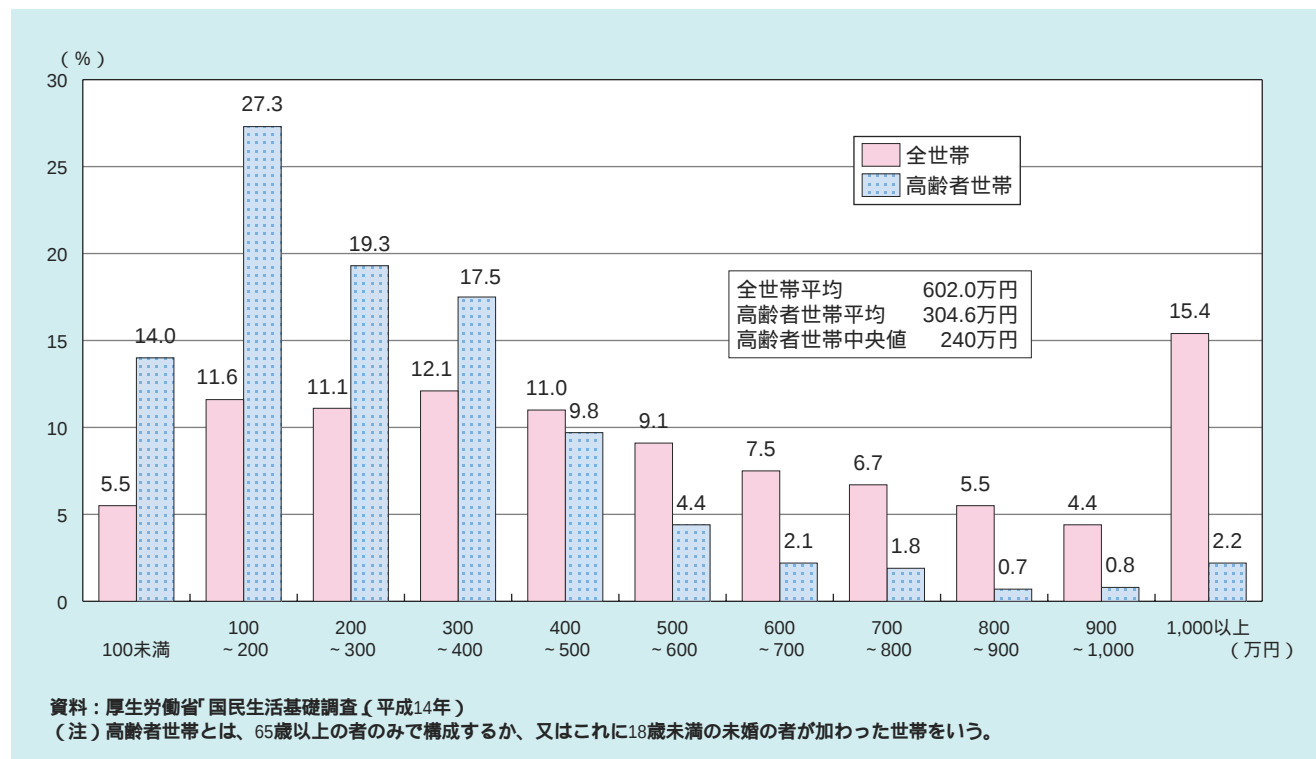


表1 - 2 - 17 性・年齢別にみた被保護人員（単身世帯再掲）

		総数	65歳以上	うち単身世帯
人員（人）	総数	1,191,151	449,320	319,665
	男	544,653	180,528	122,743
	女	646,498	268,792	196,922
割合（%）	総数	100.0	37.7	26.8
	男	45.7	15.2	10.3
	女	54.3	22.6	16.5

資料：厚生労働省「平成14年被保護者全国一斉調査（基礎調査）」

貯蓄現在高階級別の世帯分布をみると、世帯主の年齢が65歳以上の世帯では、4,000万円以

上の貯蓄を有する世帯が18.6%と全体の約2割を占めている（図1-2-20）。

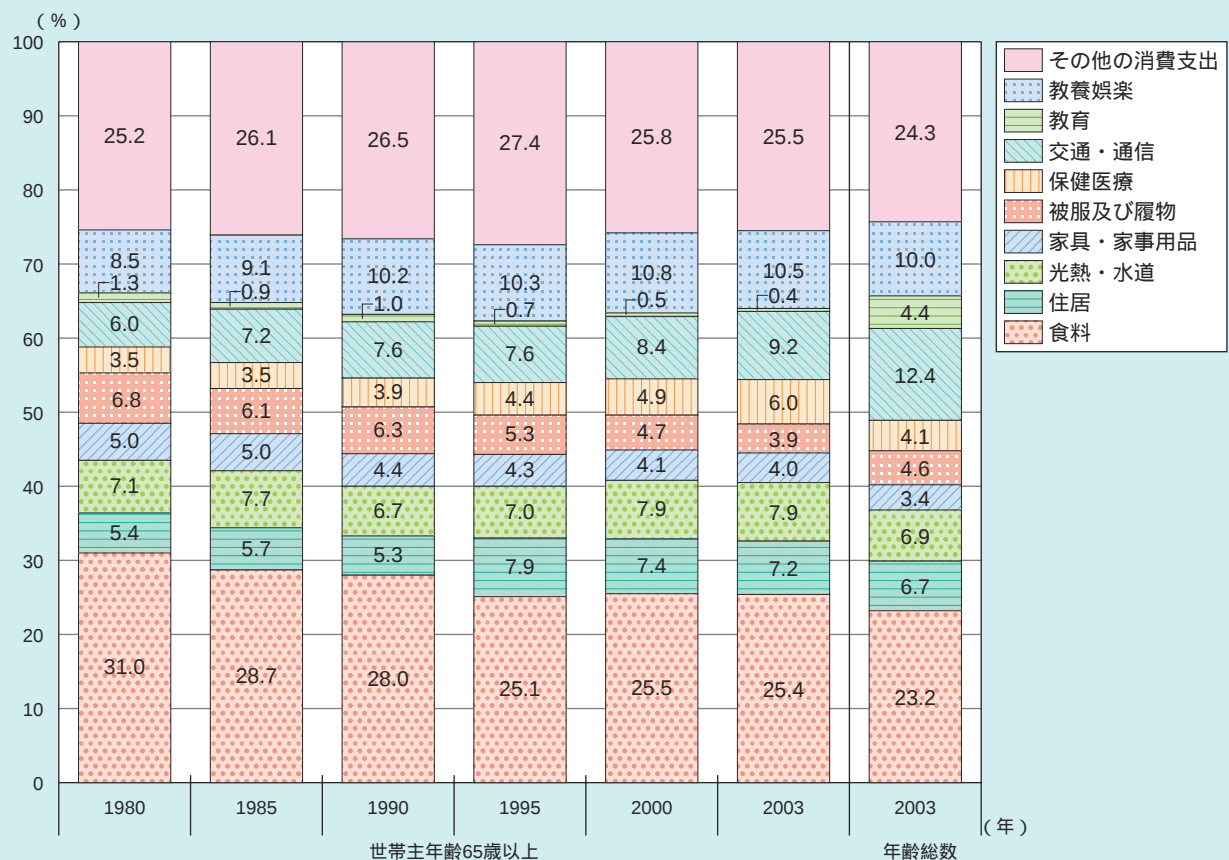
表1-2-18 世帯主の年齢が65歳以上の世帯の収入と消費

（単位：円）

区 分	勤労者世帯		無職世帯	
	全 体	世帯主の年齢が65歳以上の世帯	全 体	世帯主の年齢が65歳以上の世帯
実収入	478,096	342,451	181,508	191,850
うち勤め先収入の占める割合（%）	（94.3）	（60.0）	（7.7）	（5.3）
社会保障給付の占める割合（%）	（3.0）	（36.9）	（84.2）	（88.4）
実支出	368,525	293,950	231,207	223,354
消費支出	292,217	256,818	210,245	204,151
非消費支出（税、社会保険料など）	76,308	37,132	20,961	19,203
可処分所得（実収入 - 非消費支出）	401,787	305,319	160,547	172,647
黒字（実収入 - 実支出 = 可処分所得 - 消費支出）	109,570	48,501	49,698	31,503
平均消費性向（%） （可処分所得に対する消費支出の割合）	72.7	84.1	131.0	118.2

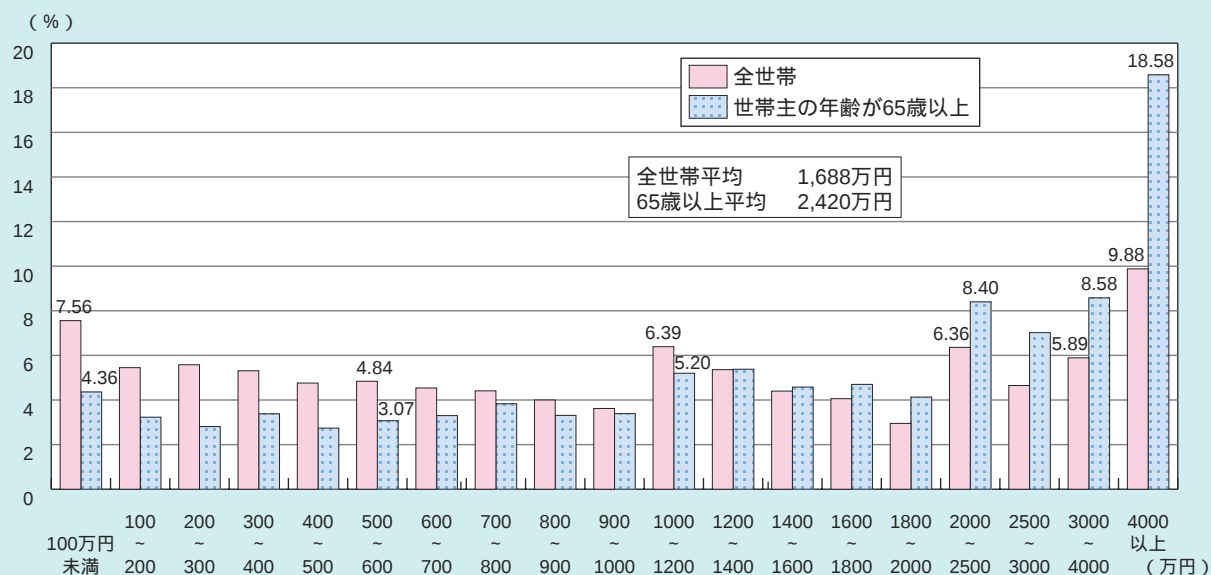
資料：総務省「家計調査（総世帯）」（平成15年）
（注）年平均の1か月間の金額

図1-2-19 世帯主の年齢が65歳以上の世帯における消費支出構成比の推移



資料：総務省「家計調査」より作成
（注）農林漁家世帯及び単身世帯を除く

図1 - 2 - 20 世帯主の年齢が65歳以上の世帯の貯蓄の分布



資料：総務省「家計調査（平成14年）」

（注1）単身世帯は対象外

（注2）郵便局・銀行・その他金融機関への預貯金、生命保険・積立型損害保険の掛金、株式・債権・投資信託・金銭信託等の有価証券といった金融機関への貯蓄と社内預金、勤め先の共済組合などの金融機関外への貯蓄の合計

現在の貯蓄額が老後の備えとして十分かどうかについては、「十分」と「最低限はある」とを合計した「足りると思う」が34.1%となっている。また、「少し足りない」と「かなり足りない」とを合計した「足りないと思う」は57.1%と半数を超えており、その割合は年齢が低くなるほど高くなっている（図1 - 2 - 21）。

高齢者の住宅・宅地資産についてみると、平成11（1999）年において、高齢者夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）の平均住宅・宅地資産額は、4,250.6万円となっており、二人以上の一般世帯（3,297.2万円）の約1.3倍となっている。住宅・宅地資産額の世帯分布をみると、資産なしも含めて1,000万円未満の世帯が約2割を占める一方、2割を超える世帯が5,000万円以上となっている（図1 - 2 - 22）。

土地や家屋などの資産を子どもに譲ることについては、「不動産は、そのまま子供に継がせるべきである」という考え方が61.4%と多く、

「不動産は、親（自分）の老後の生活の資金を得るために活用（売却、賃貸または担保にするなど）してもかまわない」、「どちらともいえない」がそれぞれ15.6%となっている。これを年齢階級別にみると、「不動産は、親（自分）の老後の生活の資金を得るために活用（売却、賃貸または担保にするなど）してもかまわない」の割合は年齢が低くなるほど高くなっている（図1 - 2 - 23）。

老後の世話と不動産の譲与に対する考え方についてみると、「老後の世話をしてくれたかどうかに関係なく譲る」が48.3%と半数近くに達し、「老後の世話をしてくれたかどうかによって差をつけて譲る」25.6%、「どちらともいえない」16.2%となっている（図1 - 2 - 24）。

（2）高齢者の就業

高齢者の就業状況についてみると、男性の場合、就業者の割合は、55～59歳で89.9%、60～64歳で66.5%、65～69歳で51.6%となってい